

議案第 70 号

瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 12 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町郷土資料館を設置し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 に基づき、指定管理者制度を導入するため、条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 郷土の歴史、民俗、自然及びその他の文化並びに教育に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、及び展示して町民の利用に供するとともに、地域文化の継承及び創造並びにその発展に寄与するため、瑞穂町大字駒形富士山 3 1 6 番地 5 に瑞穂町郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 郷土資料館の事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の収集及び保管に関する事業
- (2) 資料の展示並びにその説明及び助言に関する事業
- (3) 資料に係る調査研究に関する事業

- (4) 資料に係る講演会、研修会等の開催に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第3条 郷土資料館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。
(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 別表第1に定める施設（以下「施設」という。）及びこれらに附属する設備（以下「附属設備」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金及び観覧料の収受
- (3) 郷土資料館の維持管理に関する業務
- (4) 郷土資料館の広報に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
(開館時間)

第5条 郷土資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができる。
(休館日)

第6条 郷土資料館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。
(施設等の利用)

第7条 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用することができる。

- (1) 第1条に規定する設置目的のために利用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校が教育課程の一環として利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が適当と認めるとき。

2 第5条の規定にかかわらず、施設等は、午前9時から午後9時

30分までの間において利用することができる。

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとする者は、規則で定める申請書により、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に郷土資料館の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(特別の設備等)

第9条 施設等を利用しようとする者は、施設等に特別の設備を施し、又は附属設備以外の物を利用するときは、規則で定める申請書により、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用期間)

第10条 施設等は、引き続き80日以上利用することができない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用の許可をしてはならない。

- (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第12条 第8条の規定により施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 附属設備に係る利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

4 第7条第2項に規定する利用時間を超えて利用する場合の利用料金は、1時間当たり5,000円を上限として、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(入館料)

第13条 郷土資料館の入館料は、無料とする。

(観覧料)

第14条 指定管理者は、期間を設けて催す企画の展示の維持管理上必要があると認めるときは、当該展示を観覧しようとする者から観覧料を徴収することができる。

2 観覧料の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 観覧料は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金等の減免)

第15条 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるとき、町長の承認を得て、利用料金及び観覧料（以下「利用料金等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金等の返還)

第16条 既納の利用料金等は、返還しない。ただし、利用者の責めによらない理由によって利用ができなかったときは、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外利用の禁止)

第17条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は利用させてはならない。

(利用の許可の取消し等)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用者が受けた損害について、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

(原状回復の義務)

第20条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに、当該設備等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を中止され、若しくは制限されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第21条 利用者及び入館者は、郷土資料館の施設に損害を与えたときは、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。前条の規定により原状回復の義務を怠ったときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(瑞穂町郷土資料館条例の廃止)

2 瑞穂町郷土資料館条例（昭和52年条例第29号）は、廃止する。

(準備行為)

3 施設等の利用の許可及び特別の設備等の許可は、この条例の施行の日前においても、第8条及び第9条の規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「町長」とする。

4 前項に定めるもののほか、第3条の規定による指定管理者の指定その他この条例の施行について必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

5 附則第3項の規定により施設等の利用の許可若しくは特別の設備等の許可の申請がされたとき、又は町長から施設等の利用の許

可若しくは特別の設備等の許可を受けたときは、この条例の施行の日において、それぞれ指定管理者に対し第8条第1項又は第9条に規定する申請がされ、同項又は同条の指定管理者の許可を受けたものとみなす。

別表第1（第4条、第12条関係）

利用料金

（単位：円）

利用区分 施設名	午前 9時～ 12時	午後 1時～5 時	夜間 5時30 分～ 9時30 分	全日 午前9時 ～ 午後9時 30分
多目的室	800	900	1,000	2,700
体験学習室	1,300	1,500	1,700	4,500
会議室1	300	400	500	1,200
会議室2	300	400	500	1,200
展示ギャラリー	1,000	1,000	1,000	3,000

備考

- 1 利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 午前及び午後、午後及び夜間を引き続き利用するときは、各利用区分の間の時間における利用料金は、徴収しない。
- 3 展示ギャラリーを6日以上継続して利用するときは、搬入及び飾り付けのために要する前日の利用についての利用料金は、徴収しない。

別表第2（第14条関係）

観覧料

（単位：円）

区分	単位	観覧料
一般	1人・1回	1,000
小学生及び中学生		500
幼児		無料